

集团的自衛権と経済的徴兵制による貧困若者への影響

社会福祉学部 社会福祉学科
14FF3025 中垣翔太

目次

はじめに

1. 日本の集団的自衛権の現状
 - 2 - 1. 安全保障関連法案と集団的自衛権
 - 2 - 2. 憲法の解釈変更による集団的自衛権行使容認
 - 2 - 3. 安全保障における他国との関係
2. 貧困な若者に降りかかる経済的徴兵制 - 日本、アメリカ、ドイツの視点 -
 - 3 - 1. 自衛隊の現状と徴兵制
 - 3 - 2. 経済的徴兵制と貧困のつながり
 - 3 - 3. アメリカの経済的徴兵制
 - 3 - 4. ドイツの徴兵制停止と経済的徴兵制
 - 3 - 5. 日本における経済的徴兵制の対象者とその現状
4. これからの日本の自衛隊と貧困状態の若者が進む道
5. おわりに

参考文献

1. はじめに

2015 年 9 月 19 日、安倍政権による安全保障関連法案が参議院本会議で可決され成立した。これまで憲法違反とされてきた集団的自衛権が憲法を変えずに解釈の変更により行使容認できるようになった。これにより国民は日本が戦争に巻き込まれると言った声が上がりはじめた。さらには自衛隊志願者にも変化が出てきている。この安全保障関連法案による集団的自衛権の行使容認によって、これからの自衛隊や日本国民にどのような影響が及んでいくのか。アメリカ、ドイツの軍の状況や制度の流れを日本の自衛隊と見比べながら考察していく。

2. 日本の集団的自衛権の現状

2-1. 安全保障関連法案と集団的自衛権

まずこの問題を考察していくために、安全保障関連法案とはどのような内容が提起されているのか、集団的自衛権との関係性はどのようなものなのかを知る必要がある。

安全保障関連法案とは国際平和支援法案と平和安全法整備法案の 2 つからなるもので、この中に集団的自衛権を認めることや、自衛隊に関すること、米艦防衛を可能にするなどと言った内容が含まれる。

では、この集団的自衛権の内容はどのようなものか、香田は以下のように述べている。

『まず、「自衛権」とはなにからお話する必要があります』

「二度の世界大戦への反省から、1945 年に発効した国連憲章は、武力行使禁止の原則を定めている。(第 2 条 4 項)。つまり、戦争は国際法上禁じられているわけですが、例外があり、それが「自衛のための戦争」。

『これは、外国から武力をもって侵略されたときには、防衛のために、武力を行使して反撃する権利があるという考え方に基づいている。これが、「自衛権」です』。(香田 2014:20)

『「自衛権」では、自国が攻撃された場合だけが想定されていました。しかし 20 世紀に入り国際関係が複雑になるにつれて、自国が攻撃を受けたときだけでなく、自国と密接な関係にある他国が攻撃を受けたときにも、加勢・救援として武力を行使する権利がある、と考え方が登場します。これが「集団的自衛権」』(香田 2014:21)。確かに著者が述べているように複雑化している国際関係でも色々な面で自衛のための協力が重要になってくる現代で、私は、軍事に関しても集団的自衛権を使い互いに支援しあうことは必要なことだと考える。

では、なぜ今まで日本は集団的自衛権が認められてこなかったのだろうか。

2-2. 憲法の解釈変更による集団的自衛権行使容認

これまで戦争の放棄や戦力の不保持など、日本国憲法第 9 条が平和主義を示してきた。そのため自衛権そのものも問題になってきた。

しかし、日本国憲法前文

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす

恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」

及び第 13 条

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」ⁱ

これにより、他国からの攻撃によって国家の存立そのものが危うくなれば、国民の生命や自由まで尊重されず、安全を守るために必要な自衛行為まで憲法が禁じるのはおかしく、そのため日本政府は「我が国が独立国家である以上、憲法は、あらゆる主権国家が持つ自衛権を否定するものではない。自衛権がある以上、それを行使するために必要な最小限度の実力をもつことは憲法上も認められる」(香田 2014:24 - 5)と示した。

ではこれまでの自衛権行使が含まれる要件は、(1)我が国に対する急迫不正の侵害がある、(2)排除のためにほかの適当な手段がない(3)必要最小限度の行使にとどまる、(香田 2014:25)とこれまでの政府答弁書などで示されてきた。この内容からもこれまで我が国＝個別的な自衛が今まででは認められてきた。この解釈を変えてきたのが現在の安倍政権で、これまでも問題とされてきた集団的自衛権が今まで憲法違反だったはずが、解釈の変更で容認、可決までしてしまい、限定的ではあるもの友好国＝アメリカ軍の防衛が可能になった。変更点として我が国から、我が国と密接な関係にある他国に武力攻撃が発生してしまうということ(香田 2014:28)が追加されたことだ。

安倍首相がこのことを説明する姿をテレビや雑誌でよく見かけたが、憲法の解釈と本当にあっているのか、言うことが全く変わらず要点が見えないなど国民に訴えかけるにはあまりにも情報不足ではないか、急いで可決しすぎではないかと今でも不満に思う人、これからの日本の戦争に対する姿勢に不安になる人が多くいるだろう。

2-3. 安全保障における他国との関係

では、安全保障関連法案を考えていくうえで、よりかかわりが深いであろう他国との関係を調べてみた。

この法案の中心となる国がまずアメリカだ。安倍首相が提出した法案にある近隣の隣国が攻撃されたとあるが、この国のことがアメリカである。そのアメリカとの関係性を調べてみると、他国からのミサイルによる攻撃からそのミサイルを撃ち落とす能力を有するのにそれを行わないという選択肢はあり得ない（豊下・古関 2014:64）とある。その他にもオバマ政権との共同記者会見での協力関係を報告するなど、強い関係性を持っている。その中には尖閣諸島などの日本の領土問題も含まれている。

次に上がるのが上記で述べた尖閣諸島問題の中国である。ここでは主に尖閣諸島の問題を中心に述べていく。

中国とのこの問題がでてきたのは2012年4月に当時東京都知事の石原慎太郎が言った、「東京都はあの尖閣諸島を買います。そういうことにしました。」（豊下・古関 2014:81）や、野田佳彦民衆党政権が固有化を決定する間までにあり、この決定が日中関係を劇的に悪化させる分岐点となった（豊下・古関 2014:79）。尖閣に中国漁船が領海を侵犯した回数でみると、固有化が決まる1年前では3日、翌年では63日と増加している（豊下・古関 2014:79）。

このように領土問題だけを見ても日中関係は悪く、アメリカの言う日本の領土問題の協力が安全保障関連法案の中でどのように今後機能するのか見ていくべきだろう。

最後に挙げる国として北朝鮮を考えてみようと思う。近年ミサイル開発が進みよくメディアでも見られる問題が多くある国だ。この法案の中に上記で述べたミサイル攻撃の内容に一番関係してくる国である。このミサイル問題に対し日本の軍事力がどの程度あるのか見たところ、今の日本の軍事力では迎撃不能だという（豊下・古関 2014:65）。これを迎撃するために必要な軍事費を税金から補おうとしているのが現実（豊下・古関 2014:66）とあり、このようなところに税金を使うために福祉や教育の現場の補助が減るのであれば国民で考え直すべきことだ。

また、著者は「問題の核心は、ミサイルの迎撃能力の有無にあるのではない。根本的問題は、こうしたケースの設定のあり方それ自体にある。この場合で言えば北朝鮮による米国へのミサイル攻撃というシナリオがいきなり設定されているのであるが、なぜ、何を目的に北朝鮮は米国を迎撃するといった動機の問題は、完全に捨象されているのである。」（豊下・古関 2014:65-6）とあげ、攻撃したとしてもメリットがないと言う。このように安倍政権が掲げる法案の事例なども調べてみると、攻撃される・領域侵犯のことは挙げられているが、具体的な動機のことなどは書かれていないものも見られた。

このように明確な定義もせずに仮定の話をしている安倍政権がどれだけ軍事のことを正確に理解していないのか調べていくうちに理解できてきた。

3. 貧困な若者に降りかかる経済的徴兵制 - 日本、アメリカ、ドイツの視点 -

3 - 1. 自衛隊の現状と徴兵制

集団的自衛権の行使容認が閣議決定された後、国民からは安全保障関連法案及び集団的自衛権についての見直しの声が多く、多くの場所で上がり、国会前では各都道府県から反対活動をする人たちが多く集り政治家、安倍政権に対して訴えかけをしていたのは記憶に新しい。国会内でも専門家をふまえ、与党・野党で討論が中継され、多くの話題を呼んでいた。安倍総理は説明として米国の船を守ると言った案をしていたがあまりにも説明力にかけ、要点がつかめない内容だったのは今でも市民の記憶に新しい。また、閣議決定後の自衛隊の活動に対しても一時期メディアでよく見かけた。その中では退職を考えている人、決めた人に焦点を当て自衛隊が減るのではないかと映していた。又徴兵制が行われるのではないかと声も上がるようになってきた。これにともない、メディアでは発信されていない情報を調べてみたところ多くのことを知ることができた。

まず戦争に巻き込まれる、徴兵制が行われると言った声に対して安倍首相は、「憲法第18条が禁止する」(布施 2015:10)と言うこと、「現代の兵器はハイテク化されているため任期の短い徴兵制の隊員では役に立たず」とあげている。このように聞くと自衛隊志願者以外は基本的に戦争に巻き込まれないと考えられる。また、近年の自衛隊の活躍を振り返ってみても東日本大震災救援のための活動やその他の災害救援活動を見れば自衛隊の仕事に魅力を感じる人が多いはずだと考えられる。実際に救援活動をメディアなどで見た私でも自衛隊員はカッコいい仕事だと感じてしまうし、日本のことを第一に考え身をもって活躍している、それだけの覚悟がないとできない仕事ではないかと考えられる。実際に産経新聞の安倍首相に対するインタビューで自衛隊競争率は7倍(布施 2015:14)と数字がでている。これを見ると自衛隊は人数不足ではなく人員に困っていないようにも見えるだろう。しかし実際の数値を見てみると自衛隊の退職者は任期制・非任期制共に2014年以降増加している。また、志願者も同じように減少している。(布施 2015:22 - 3)

このデータをふまえてみてみれば、国民が戦争に対する不安が消えないことの理解にもつながる。又、安倍首相がこの案件に関して明確な情報を出していないことも理由の一つだと考えられる。

3 - 2. 経済的徴兵制と貧困のつながり

上記で述べたように一見やりがいがあり日本のために貢献する覚悟がある人が自衛隊に志願していると私たち市民は考えがちだ。

しかしながら、布施の著書を読むにあたりその解釈があまりにも違っていることを知った。

実際は学生時代の生活が苦しく支援制度が整っている、資格が多く取れる、学費免除で給料まで出ることを理由に志願している人がほとんどだった(布施 2015:31-4)。

このように貧困状態から自衛隊に入るしか、生活していくことや、必要な資格を取るための手段がないことを経済的徴兵制と言う。

この言葉はアメリカやドイツに多くある状態だという。アメリカでは奨学金、医療制度が高いため受けたくても受けられない貧困者が軍に入り戦争に駆り出されるという現状が

ほとんどであり、仕方なく軍に入るしかない人たちがばかりだと言う(布施 2015:51 - 8)。また、イラク戦争の影響でそのような軍人が帰国後 PTSD を発症し志願で得た資金を高額な医療費に費やし貧困に戻る悪循環を生みだしていると布施は述べている(布施 2015:53 - 4)。

そして、日本の自衛隊の中にも貧困者が学費免除やそのほかの支援状況のため自衛隊に入る環境にしかないといった状況から、この経済的徴兵制が日本の自衛隊でも起こり始めているかもしれない。

実際に現在の日本の若者の貧困状況を踏まえ経済的徴兵制と交えてみると、失業率・非正規雇用率が高く安定した職をもつことができない若者が多くいる。その中で除隊後の大学費の支給をしたり、医療や看護職、進学といった道のりを防衛医科大学校や防衛大学を利用し整えたりさらにはその学費の免除や毎月の手当てといった給与もでる(医学科・看護コース)。このように防衛医大は、防衛大学同様学費は無料である。ただし、卒業後は9年間自衛隊での勤務が義務付けられ、途中で退職した場合は勤務期間に応じて学費を変換していく必要がある(浅井春夫 2016:168)。このようなメリットがある中で9年間も自衛隊勤務を強制させられ途中でやめれば学費返還しなくてはいけないデメリットは私にはあまりにも大きいと考えてしまう。途中退職した場合の学費免状もそうだがこの国際状況が安定しない現代社会で9年間も務めるとなるとその間に何が起こるかもわからない。また9年も務めるとなると大学卒業から考えるとかなりの年数ではないだろうか。この長年の歳月を新しく始めようとするにはかなりの勇気と根性が必要だろう。この人を追い詰めるようなやり方はマイナスなイメージを与えてしまう要因の一つではないか。

以上のことから、若者が犠牲となり新たな若者の犠牲者を生みだしている状態がアメリカで起こり問題となっている中で、日本も同じ道筋を進んでいっていると捉えることができる。

3 - 3. アメリカの経済的徴兵制

日本における経済的徴兵制を調べる中で大元となるアメリカの経済的徴兵制を学ぶことにした。今回調べていくうちにまず、アメリカの若者たちが置かれている現状に目を向けてみることにした。

アメリカの高校中退者が年々増え、学力テストの成績も国際的に見て遅れをとっているといった現状で、当時の政権であるブッシュは教育改革法(「落ちこぼれゼロ法」)を打ち出した。この法案は、国が教育を管理するということだ。全国一斉学力テストを義務化、ただし成績の結果は学校側や教師に責任を負わすものとする。その中で成績のいい学校には報酬を、悪い学校にはしかるべき処罰、すなわち教師の降格や免職、助成金の削減、または全額カットを実施し廃校になる。生徒や学校が競争することでサービスの質が上がり、学力の向上につながるという論理である(堤 2008:100-101)。

この法案だけ見るとそれぞれの学校が競い合うことで若者の学力向上にもつながり国自体のメリットとなることも多くなる。この法案により追い詰められ、教師という職を追われるものもでた(堤 2008:101)という現実もあることを知り、職を奪うことから働く道筋を閉ざしていくと感じた。しかし、この法案の実際の目的はもっと違うところにあると言う。

この法案の本当の目的は個人情報だ。表向きは教育改革だがその法案の中にさりげなく全米のすべての高校は生徒の個人情報を軍のリクルーターに提出すること、もし拒否したら助成金をカットする（堤 2008:101）。この条文を知り、個人情報をなぜ軍のリクルーターが必要とするのかというと、高校生の家庭の貧困格差だということがわかった。堤の調べによると、裕福な学生が通う学校はもちろん個人情報など出さない。それどころか、校内に軍服を着て武器を携帯した兵士が動きまわることさえ「武器持込禁止原則」で禁止している。しかし貧しい地域の高校、州の助成金で運営している学校は選択肢がないため受け入れるしかない。そこから軍のリクルーターが将来貧しい未来となりそうな学生をリストアップし直接勧誘に入る仕組みだ（堤 2008:102）。このように貧しい学校を追い込み選択肢のないところから情報を得るやり方はとても汚い手口だと、教育のことはついでと言わんばかりのアメリカ政府に違和感を私は覚えた。

上記のことを踏まえ、リクルーターが行う勧誘の基準は、「大学の学費を国防総省が負担」、「好きな職種を選べ、入隊中に職業訓練を同時に受けられる」、「信念と違うと感じた場合良心的兵役拒否権が行使可能」、「戦地へいきたくない場合予備兵登録可能」、「入隊すれば兵士用の医療保険に入れる」と5つが条件となる（堤 2008:102）。確かにこの条件ならとても魅力的に感じる。実際に入隊志願者の8～9割が学費免除を理由としている（堤 2008:102）。しかしこの条件の裏にはさまざまな問題点が調べていく中で見えてきた。

まず学費免除に関しては実際に入隊後資金を受け取る兵士は全体の35%だそうだ。その理由として前金1,200\$（当時の132000円）が義務づけられているためである（堤 2008:102）。ただでさえ貧困で大学に入れない学生が前金を払うことはとても難しいことだ。また、実際に前金を払い大学に行った兵士で4年大学を卒業する割合は15%とさらに減っている。この理由として実際に受け取る額（平均20,000\$弱）が契約時の額（最高50,000\$）をはるかに下回っているためである。結局足りない学費を払うためにアルバイトと両立をするが續かず止めていく（堤 2008:104）。約束された額も支払いされず追いこまれていくのが軍に入る若者の現状であることを知り、契約の中にアメリカ政府の思惑しかないこと、その中に貧困の学生が巻き込まれ犠牲になっていると感じた。

次に医療保険に関してだ。こちら当初の契約と比べると、若者をだましているとしか考えられないようなものだった。契約時の条件は本人およびその家族ともに軍の医療施設で治療を受けられるという内容である（堤 2008:104）「トライケア」（布施 2015:54）といわれる制度がある。民間の医療保険が高い国民皆保険ではないアメリカの国民にとってはとても魅力的なことだ。貧困家庭においては家族そろって無保険な家計が多いという（堤 2008:104）。そのため貧困層の家庭にとってはよりいっそう魅力的であり生活のためにと考える若者も多くいるはずだ。

しかし、現状では入隊している期間しかまともに軍の医療機関を使えないのが現状である。「高校卒業と同時に入隊し、2004年の1月から8月までイラクのバンクーバーという町に駐屯していたニューヨーク州クイーンズ在住のマックス・バールは、帰国後悪化した倦怠感や不眠症、嘔吐などの症状を近くの軍病院に訴えた。しかし病院側は診察の予約が取れるのは10ヶ月後だという。仕方なく民間の病院に行くと、白血病と診断された。だが軍病院以外で受ける治療は保険でカバーされないため、そのまま民間病院で治療を受けることは経済的に不可能だった。その後マックスはさらに体調が悪化し寝たきりの生活を余

儀なくされている。彼の妻が仕事を3つ掛け持ちしているが、生活費だけで手いっぱいでも治療には足りない状態だという」(堤 2008:104-105)。この事例から、軍病院を使えない理由とはなんなのか、利用にあたる契約の条件とはどんな内容なのか。

まず、軍病院が10ヶ月待ちの理由は当事者が退役軍人だということにあると言う。政府が退役軍人協会対象予算というものを削減したためである。兵役時は国防総省の傘下にいるが、除隊後はVAと呼ばれる退役軍人協会が責任を持つという。VAとは退役軍人の心身ケアやカウンセリング、就職活動の世話からアパートの斡旋まで、社会復帰のプロセスを無料で提供する。この組織の予算をブッシュ政権は2003年以降年間100,000,000\$ずつ削減しVA医療機関が追いつかなくなった。いまでは1年待ちという現状である(堤 2008:105)。

このように退役後はまったくといっていいほど保障がない状態で兵士たちのケアができるわけもなく、ここでも契約させられた若者が犠牲になっていることを知った。しかし2014年オバマ政権で行われた「オバマケア」執行後保険料や薬品代が高騰し医療破産や病院の倒産が増えている(布施 2015:54)。医療に関する条件が国民の支えになってしまうしかない現状は、アメリカ政府の抱える課題だ。戦地からの期間後、PTSDなどに陥り最後には貧困に戻ってしまう現状もあるためこの軍入隊後の医療制度に関する条件は魅力的に見えて落とし穴がある内容だ。

またこの学費に関する条件と医療に関する条件の他に入隊を決める理由が2001年におきた同時多発テロ以来入手困難となった市民権獲得だ(堤 2008:108)。不法移民者に軍に入ることで市民権を得るというもので、国防総省の調査では毎年やく8,000人がこれを理由に入隊している(堤 2008:109)。兵士不足を補うための制度であることは調べているだけでも理解できることだ。アメリカ国民以外から兵士を得るための制度であり、アメリカの戦争であるのに犠牲になるのはアメリカ国民ではなく他国籍の人間であるといったアメリカ政府が現在の軍事の現状打破しか考えていない制度だ。

このようにアメリカの経済的徴兵制を調べていき、戦争と貧困は大きくつながりがあり政府はそこを狙っていたかのように漬け込んでくると感じた。貧困という現状が政府によって、戦争によって作られているといえる状態だ。

3-4. ドイツの徴兵制停止と経済的徴兵制

次にドイツの経済的徴兵制について学ぶことにした。ドイツでは1956年頃から2011年頃までは徴兵制の制度があった。しかし2011年頃に徴兵制を停止して志願制に切り替えている。この理由としては、国防費削減といった理由と、軍自体の役割に変化が出てきたため徴兵制そのものが合わなくなってきたためである。

もともとドイツの徴兵制に関する考え方は、「徴兵制は民主主義の正統な子である」(布施 2015:41)と1956年、当時の大統領のテオドル・ホイスが述べている。このように述べた理由としてナチスのような軍事政権の暴走を繰り返さないための手段(布施 2015:41)としてだそう。

このような考えがあるにもかかわらず徴兵制を停止した理由としては、高度化してきている軍の兵器や機材に関して強制的に軍に入隊し活動する者が多くなれば、その進んだテクノロジーに対して入隊した軍人が兵器を最大限に活用することができずに活動をしてし

まい、軍隊そのものが機能しなくなる恐れがあるからである。また、高度な技術を身につけた小数の活動部隊のほうが現在の軍が行う活動には見合っていることも理由となっている。

そして著書の中にも他国からの侵略といった可能性がほとんどなくなり、国際的な活動が中心任務となった現在、徴兵期間が短い素人の兵士は不要と判断されるようになった(布施 2015:42)ともあり、時代の流れにあわせての変化である。

では徴兵制から志願制に切り替えたドイツだがその現状はどうだろうか。実際のところでは新兵が集まらず人員に苦勞している。毎年のドイツ軍の採用数は15000から20000人(布施 2015:57)であるが徴兵制停止以降目標人数には達成していない。この足りない人数を補うために2012年から「海外任務には就かせない」と条件を変え年齢を18歳から17歳に引き下げたが、翌年の採用人数は目標の87%にとどまった(布施 2015:57)。

ドイツでも2012年1月から2014年末までアフガニスタン派遣があった。この派遣において35人が銃撃や自爆攻撃で戦死(布施 2015:57)とあり、その他にも帰国後のPTSDに苦しんでいる兵士が多くいるといったアメリカと同じ状況が続いている。このような現状も新兵が集まらない理由としてあげられる。

この現状を変えようと国防省は2014年11月に「アメリカスタイル」のリクルートステーションをベルリン市内に開設したほか、インターネットやテレビ、新聞などのメディアの広告・宣伝を広めている(布施 2015:58)。そしてこの軍勧誘の手口としてはアメリカと同様に大学にいくチャンスが増える・多くの技術習得のチャンス・給料+衣食住と医療サービスの保証といった経済的メリットを提示している。さらには入隊後の兵舎での暮らしを豊かにするために、一人1台薄型テレビの支給・インターネット環境の整備・仕事と家庭の両立のための保育サービスも充実させる計画をしている。

このドイツ政府の軍事にかかる行動はやはり若者に対するものが強く見られる。私は、いくら保証や環境整備を整えても戦死してしまったり障害をもつこととなっては意味がない。若者のみが犠牲となるのは耐え難く、国を担っていくべきものがいなくなるのはデメリットしかないため軍に入隊するしかないような勧誘や軍のあり方は見直すべきだ。

また、ドイツの2014年以降の軍事予算の使い方として2011年では1600万ユーロだったのが3000万ユーロと倍近く膨れ上がっているとありさらには、5年間で1億ユーロを支出して環境整備に当たるとも書いてあり多額の金が軍に動いている(布施 2015:58)ことを知り、そこまでして軍の状況を改善しようとする意図は何なのか疑問である。そして徴兵制廃止ではなく停止としているドイツ政府はいざとなればいつでも徴兵制が再開できるようにしている点も裏があるようにしか考えられない。

3-5. 日本における経済的徴兵制の対象者とその現状

では日本における経済的徴兵制への道筋はどのようなになっているかを上げていく。

主な対象となるのは学生であり特に貧困におちいつている状態にある者だ。その中でも大学生を中心にした視点を上げていく。

近年貧困状態の学生が増えてきている。その原因として大内は、ブラックバイトが絡み合う中で劣化する3点の理由があると述べている。

まず1つ目に大学生の貧困化とある。「この貧困化は急速に進んでいる。月の仕送り額

10 万円以上の割合は、1995 年の 62.4%から 2012 年には 29.3%に減っている。それに対してつきの仕送り額 5 万円未満の割合は、1995 年 7.3%から 2014 年の 23.9%へ上昇している。月の仕送り額 0 円の割合も、1995 年の 2.0%から、2014 年には 8.8%に増えている。このような現状を踏まえ学生がアルバイト活動を行う動機にも着目してみると、サークルなど自分の活動に自由に使えるお金を稼ぐことから、学費や生活費など学生生活に必要なお金を稼ぐことへと変化してきている。」(大内 2015:120)。この内容から、現在の日本社会の景気の悪さによる影響は大学生が学びを深めていくことに対しても影響が出ており、大学生の本分がずれてしまっていると感じる。

次に上げているのが奨学金制度の悪化である。奨学金利用者の比率は、1990 年代半ばまでは 2 割をやや上回る比率で、安定あるいはやや微減の状態であったが、2000 年には 28.7%にまで上昇し、2004 年には 41.1%と 4 割を突破、2012 年には 52.5%と全体の半数以上となっており、奨学金は、少数の「経済的に厳しい家庭の出身者」が利用するものから、過半数の大学生が利用するものになったのである。同時期に奨学金制度の悪化も進んだ。1984 年の日本育英会法の全面改訂によって、奨学金の有利子枠が創設された。有利子貸与奨学金の増加に拍車をかけたのが、1999 年 4 月の「きぼう 21 プラン」であった。ここで有利子貸与奨学金の採用基準が緩和されるとともに貸与人数の大幅な拡大が図られ、2003 年には有利子貸与が無利子貸与の貸与人数を上回った。そして、学生生活やアルバイトにも多くの影響を与えた。有利子貸与の奨学金は、卒業後に「借りた以上の金を返す」必要があるため、経済的に余裕がない者は、奨学金利用額を抑制するか、あるいは奨学金利用そのものを拒絶する。彼らの多くは大学在学中に「バイト漬け」生活を強いられる(大内 2015:121~122)。奨学金貸与の変化からも学業中心として生活をしていけないといけなはずが、逆にバイト漬けとなっている現状は減少していく必要があると感じた。

3 つ目に非正規雇用の急増による雇用の劣化である。「この現象は 1990 年代前半のバブル崩壊による不況に続き、1999 年の労働者派遣法改定によって派遣業務の拡大がなされた」(大内 2015:122)。このような流れから非正規雇用労働者が急増し総務省の『就業構造基本調査』によればその人数は 1992 年の 1053 万人から、2012 年には 2042 万人へとほぼ倍増、全体の労働者数の割合で見ても 21.7%から 38.2%まで上昇したとある。(大内 2015:122)正規雇用者の人数は減り非正規雇用者のかかる負荷が増加した。今まで正規が担っていた仕事や担当を背負うこととなりその条件は学生に対してもあてはめられた。この流れによりテスト前や就職活動中でも休められなかったり、やめられなくなると言ったブラックバイト特有の状況におちいる学生が増加してしまい更なる貧困化へとつながってしまった。

そしてこの 3 つの観点からみると卒業後の奨学金返済の負担はとても大きくこれからの生活に支障をきたしてしまう恐れがあると私は感じ、その中には社会問題になっている未婚者の増加や少子化にもつながると考えられる。現に奨学金滞納者は年々増えている。

この滞納者がいることをふまえ、日本学生支援機構の運営会議委員で、経済同友会全副代表幹事の前原は、2014 年に開かれた文科省の「学生への経済的支援のあり方に関する検討会」で奨学金滞納者を教えてくれと言ひ、防衛省に頼み 1 年とか 2 年とかインターシップをやってもらえれば就職は良くなる。防衛省は考えてもいいと発言している。

これを聞くに私は貧困者は自衛隊に入るべきという発言に受け取れると感じた。本来支

援する対場の政府や機関がこのような現状にあるのはどうかと思う。

4. これからの日本の自衛隊と貧困状態の若者が進む道

これまで現在の日本の安全保障と集団的自衛権、そして自衛隊アメリカ・ドイツ・日本と経済的徴兵制を見てきて、このまま進めば日本はアメリカの後を追うように自衛隊の環境ができていき、その流れのままアメリカのために日本の自衛隊が戦争に行き戦死もしくは帰国したとしても精神的に追い詰められ生活もまともにできない状態になってしまうだろうと考えられる。

そして、安倍政権の具体的に示すことのない安全保障に関する事例も国民に不安を与えている。また、今まで活躍してきた自衛隊員にもその不安はのしかかり、現在の人数からかなり減少してしまうと考えられる。その処置として、貧困者へ自衛隊に入りざる終えない環境を政府が作り生活に不安を抱える若者へ「あなたの生活を支援する」というような条件を提示し、貧困状況にいる若者やその家族の生活が整いそうでより負担が大きくなってしまいう状態を作り出し、犠牲者を出してしまうとも考えられる。

その原因としてはやはり制度内容が明確化されていないのが一番の理由だろう。そして日本の学費がとて高く奨学金を借りるが返済できないなど、学業に関する制度や非正規雇用や安定した職をもたない若者が多くいる社会の流れも関係してくるだろう。

アメリカの経済的徴兵制を調べる中で、魅力的に見えるような条件を出すことで貧困に落ちいつている若者を誘惑し犠牲にしている現状は代償としてとてもでかいと考えられる。社会を担うべき若者が暮らしていけない国のあり方を変えていくべきであり、貧困を理由に軍に入隊するしかないという社会のあり方を見つめ返す必要があるだろう。

ドイツではアメリカの自衛隊の制度を主軸都市新たな支援制度を挙げてもいたがこちらでも戦地での死者や負傷者がでており、根本的な問題は解決できていない。また、徴兵制停止としている点もかえていくべきではないだろうか。

そして日本の状態では、政府が掲げている安全保障関連法案に関しあいまいな返答し貸していない現状はこのアメリカの事例と似ているところもあり注意して現状を考えていくことが必要だと感じた。

この貧困者に押し付ける戦争法案のままでは日本のこれからの社会を担う若者がより減少してしまうと考えられるためアメリカ・ドイツの後を追うような現状と布施も述べていたが(布施 2015:37)、この言葉通りになるようなことだけは避けなければならないだろう。いくら援助がよくても生活できない状態になってしまえばその意味もなくなる。これこそ人権侵害や平和を脅かすものではないか。政府は憲法の見直しと訴える国民の声をしっかりと聞き入れていくべきだ

5. おわりに

本論文では集団的自衛権と経済的徴兵制について日本の現状をふまえながらアメリカ・ドイツと見比べながら考察してきた。

さらに章ごとにまとめを見ていくと、2 章では日本の安全保障関連法案と集団的自衛権についてまとめた。簡単な説明としてはこれまでの考え方が憲法の解釈変更で変わった内容やそれによって関わりが出てくるであろう他国との関係について述べた。

次の3章では自衛隊の現状、経済的徴兵制がどのようなものであるか、この経済的徴兵制が実際におこなっているアメリカ・ドイツの現状をまとめ現代の日本における自衛隊の志願状況と比較することで経済的徴兵制が日本にも起こり始めているといったことを考察した。

今回の論文考察としての結論として集団的自衛権の憲法解釈の変更によって日本の自衛隊が戦場に出向く機会が多くなること、またこれからの若者が経済的な貧困を理由に自衛隊に入り戦場へ行かなくてはならないといった流れが生まれてきていて、危険と隣り合わせであること戦場に行くことがあり生還でいたとしてもつらい現実になってしまうなど戦争へ若者が駆り出される現実を政府が徐々に作り上げていると感じざる負えない。不本意な状況の中で被害にあってしまう者を出さないためにも集団的自衛権、安全保障関連法案について見直していくべきだ。

〈参考文献〉

- 布施祐仁, 2015『経済的徴兵制』, 集英社新書
香田洋二, 2014『賛成・反対を言う前の集団的自衛権入門』, 幻冬舎新書
豊下梢彦・古関彰一, 2014『集団的自衛権と安全保障』, 岩波新書
半田滋・川口創, 2015『徹底議論! 半田滋×川口創 集団的自衛権で日本を滅ぼしてもいいのか』, 合同出版
堤未果, 2008『ルポ 貧困大国アメリカ』, 岩波新書
浅井春夫, 2016『戦争をする国・しない国 ふくしの思想と福死の国策』, 新日本出版社
大内裕和, 2015「貧困化する大学生と経済的徴兵制」『現代思想』43(14): 120 - 124
布施祐仁, 2015「最大のターゲットは高校生」『週刊金曜日』1059: 14
雨宮処凛, 2015「『貧困という』徴兵制」『週刊金曜日』1059: 14-7
三宅勝久, 2015「奨学金で若者を『戦争奴隷』にする」『週刊金曜日』1059: 18-9
林信吾, 2015「米兵の軍隊リクルートでは当たり前」『週刊金曜日』1059: 22-3
内原英聡, 2015「街中あふれる『自衛官募集』広告の怪」『週刊金曜日』1059: 25

ⁱ houko.com, 「日本国憲法」, www.houko.com 4/26